

## 5 基準認証等関係

### 1 共通的な指針に基づく見直し

#### (2) 国の代行機関(指定検査機関等)

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
プログラムの著作物の登録事務における民間参入の推進 (文部科学省)	プログラムの著作物の登録については、既に公益法人が指定法人として全面的に事務を行っているところであるが、当該事務を行わせることができる指定法人を公益法人に限定しないことも含め、当該事務の実施主体の在り方について、見直しを図る。			検討・結論	(文部科学省) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の成立により、指定法人の要件が緩和された。(民法34条法人)から、「一般社団法人又は一般財団法人」へ変更された。)	